

物 品 売 買 契 約 書

広島県を甲とし、＜落札者＞ を乙として、甲と乙は、次のとおり物品売買契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる物品（以下「物品」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けることを約した。

1	品 名	生理用品
2	数 量	別紙「仕様書」のとおり
3	契約金額	金〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
4	引渡期限	物品の所有権が移転した日から30日以内で両者の定める日
5	引渡場所	広島県三原市本郷町善入寺94-22 広島県防災拠点施設備蓄倉庫

(契約保証金)

第2条 乙は、甲に納付した入札保証金に相当する金額を、契約保証金として甲に納付しなければならない。

(売買代金)

第3条 乙が甲に支払う物品の売買代金（以下「代金」という。）は、第1条表中3「契約金額」に記載の金額とする。ただし、代金と前条に規定する契約保証金との差額が納付されている場合においては、甲は、当該契約保証金を代金に充当することができる。

(代金の納付及び遅延利息)

第4条 乙は、代金を甲が発行する納入通知書又は甲が指定する口座に入金する方法により、令和8年11月4日までに納付しなければならない。

2 乙は、代金を前項の納付期日までに完納しないときは、その納付期日の翌日から遅延金額を納入した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年14.5%（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(所有権の移転等)

第5条 物品の所有権は、乙が代金を甲に全額を納付した時に、乙に移転する。ただし、前条第2項に規定する遅延利息が生じている場合には、物品の所有権は、乙が代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに甲から乙に移転するものとする。

2 前項に要する費用は、乙の負担とする。

(物品の引渡)

第6条 甲は、物品の所有権が移転した日から30日以内で両者の定める日に、当該物品を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は、当該物品の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、物品の引受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約締結の時から物品の所有権移転の時までにおいて、物品が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、5条の規定により物品の所有権が甲から乙に移転した後においては、物品の種類、規格又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであることを発見しても、代金の減免を請求し、この契約を解除し、又は損害賠償の請求をしない。

(催告解除)

第9条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、代金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。なお、この場合において、甲は、第2条に規定する契約保証金をもって違約金に充当することができる。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、前項の違約金の額を超える損害が甲に発生した場合、甲は、乙に対してその超過額の支払を請求することができる。

5 甲は、本条各項の規定により本契約を解除した場合、それにより乙に損害が生じて、何ら賠償責任を負わない。

(無催告解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

(1) 債務の全部が履行不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、この契約を解除することができる。
- 3 第9条第3項から第5項までの規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方

としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第13条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

- 3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（損害金の予定）

第14条 甲は、第11条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、第1条表中の「3 契約金額」に記載の額の10分の2に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

- 3 前2項の規定は、第1条表中の「4 引渡期限」が終了した後も適用されるものとする。

（契約の費用）

第15条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務・疑義の解決）

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

- 2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（管轄）

第17条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県知事 横田 美香

乙 住所
氏名

印